

令和元年5月24日

第11回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 11 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和元年 5 月 24 日(金) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 18 条第 5 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による届出について

議案第 7 号 農用地あっせん申出について

議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

4 番 德 留 清 幸

1 欠席委員

20 番 中 崎 勇, 28 番 西 山 昭 二

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第11回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「5番委員」と「8番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号 農用地あっせん申出の取下げについてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号 農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由につきましては、平成31年3月25日 第9回委員会議案第6号5番 売渡希望で承認された農地でございますが、関連議案第2号7番に記載のとおり農地法第3条の許可申請による審議を行うこととなったためです。 以上で報告を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定」についてのうち所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決

	定」についてのうち所有権移転分を説明いたします。 議案書の４ページをお開きください。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は１件になります。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち、所有権移転分について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第２５条の規定により、３番委員の退席を求めます。 ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （３番委員の復席確認） 次に、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
委員	
議長	
事務局	議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。 議案書５ページから１４ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、１議案３８件です。 内訳は、新規の利用権設定が２９件、再設定が９件、合計面積は、６６筆５９，０６０．００㎡となっています。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。

委員
議長

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、11番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番と4番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので担当委員の報告を求めます。

13番委員

番号3番から4番につきまして、5月9日に、私と33番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

オクラ20a、スナップエンドウ10aを栽培し、目標年間販売高は約250万円を目指しております。

	申請人は、10年くらい前に会社を退職し、自己所有の農地で農業を始めました。現在は、妻と二人で農作業を行っています。 農機具は、自己の所有しているものを利用し、所有していないトラクター等が必要な場合は、友人へ依頼するとのことでした。また、以前より農作業に従事していたことから、農機具等の操作の問題もありません。 農作業にも慣れて余裕が出てきたので、今後は、本格的に農業をしていきたいと言われていました。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番について、ご審議願います。
16番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 今の説明では妻も農作業に従事するとのことですが、営農計画書では農作業に従事する者が1名となっています。2名の間違いではないでしょうか
13番委員	聞き取りをした時点では、妻も農作業に従事するとのことでしたので、営農計画書を2名に訂正してください。
議長	ただいま、担当委員の説明のとおり営農計画書の農作業に常時従事する者を1名から2名に訂正をお願いします。
委員	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番から38番について、ご審議願います。
8番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 36番ですが、使用貸借権となっています。理由があれば説明をお願いします。
事務局	これにつきましては、土地の貸借については使用貸借でよいとの合意がされております。ただし、畑かんの水代については借り人が支払うこ

8 番委員
議長

5 番委員

事務局

5 番委員
議長
委員

委員
議長

小委員長

とになっているようでございます。

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

いくつかの申請理由に「高齢化」とありますが、何歳からが「高齢化」なのでしょう。「高齢」であればわかるのですが。疑問に感じます。別な表現か「高齢」と表現してはどうでしょうか。

これにつきましては、事務局でも検討しましたが、今回は申請書の記載のとおり記載しています。「高齢化」の捉え方は個々で色々あると思いますが、事務局としましては申請者の意志を尊重して申請書に記載のとおり記載しております。なお、こういった案件では備考欄に年齢を記載しておりますのでご参照いただければと思います。

なお、極端に違うような場合は、申請者へ確認のうえ修正等を行い記載したいと思います。

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 1 号のうち、利用権設定分の 5 番から 38 番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 5 番から 38 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

5 月 13 日の転用調査時に、私と、36 番、38 番委員と、事務局 2 名の計 5 名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1 番から 10 番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1 番から 9 番は売買、10 番は子への贈与による申請でございます。

申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。

以上の案件に係る、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断につきましては、別添の農地法第 3 条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている

	と判断いたします。
	最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから25ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち、1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、12番委員の退席を求めます。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号にのうち1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (12番委員の復席確認) 次に議案第2号のうち、2番から10番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	10番は4, 543㎡ということですが、贈与税の対象になると思われますが、説明はされたのでしょうか。
事務局	10番につきましては、親子間での贈与であります。この申請者は以前も同様に親族間で贈与を行い贈与税の対象となっております。 今回も贈与税の対象となることは十分理解したうえで申請をしております。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち2番から10番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、2番から10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。

小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。目的は、豚舎です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ445m行った農用地区域内農地で、北は農業用施設、それ以外は農道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおり、経営の規模拡大を図るため、自己所有の既存施設に隣接する申請地に、新たに豚舎1棟を建築する計画です。

本案件は、既存施設に隣接し、汚水処理にも配慮することから、周囲の農地に与える影響は軽微なもので、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでしたので、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願います。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

5番委員

汚水処理について詳細が分かれば説明をお願いします。

事務局

汚水処理につきましては、資料の26ページにも記載しておりますが、おがくず吸着後堆肥舎へ搬入すると聞いております。

5番委員

別の地区で汚水処理について、以前問題点があったようですが、それについてはクリアになったと理解してよろしいでしょうか。

事務局

本件については、この後の転用の議案もありますが、事務局としましては、クリアになるものということを前提に申請を受け付けたところであります。

5番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農家住宅です。 資料の27ページをお開きください。 申請地は、 から北西へ380m行った農地で、東は水路、西は畑、南は雑種地、北は市道に接しています。 農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。 申請人は、市内の農家で、現在親と同居していることから、今回自己所有の申請地に、新たに農家住宅を建築する計画です。 土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは議案第4号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地

小委員長

調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ245m行った農地で、東は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ200m行った農地で、東と南は畑、西は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ150m行った農地で、東と北は市道、西は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の

居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、周囲を防護柵で囲む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ20m行った農地で、東は山林・原野、西と北は宅地、南は宅地・原野に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、太陽光発電事業を営む法人で、今回申請地を取得し、新たに太陽光発電施設を整備する計画です。

なお、隣接する山林及び原野と一体利用し、総面積は2,266㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、周囲にフェンスを設置する予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ29.5m行った農地で、西は畑、それ以外は介在畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ15m行った農地で、東と南は畑、西は農道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、西側に

住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、[REDACTED]の自治会で、既存の公民館敷地が手狭であることから、今回申請地を取得し、公民館の利用者のための駐車場を整備する計画です。

土地の形状については2 mほど削土し、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、豚舎です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ445 m行った農用地区域内農地で、東は畑、西と南は農道、北は農業用施設に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。なお、申請地は、農用地区域の用途区分変更の手続き中で、許可になる見込みです。

申請人は、畜産業を営んでおり、経営の規模拡大を図るため、自己所有の既存施設に隣接する申請地を取得し、豚舎1棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。申請地は既存施設に隣接し、汚水処理等にも配慮することから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、豚舎です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ445 m行った農用地区域内農地で、東と南は農道、西は畑、北は農業用施設に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。なお、申請地は、農用地区域の用途区分変更の手続き中で、許可になる見込みです。

申請人は、畜産業を営んでおり、経営の規模拡大を図るため、自己所有の既存施設に隣接する申請地を賃貸借し、豚舎1棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。申請地は既存施設に隣接し、汚水処理等にも配慮することから、周辺農地への影響

は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ290m行った農地で、東は畑、西は市道及び雑種地、南は公衆用道路、北は宅地及び雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。なお、申請地は、農用地区域からの除外の手続き中で、許可になる見込みです。

申請人は、現在借家住まいであることから、父の知人が所有する申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

19番委員

7番と8番ですが、議案第3号の用途区分変更と同一地の申請だと思いますが、議案第3号では申請者が外1名と記載されています。

5号議案ではそれぞれ申請者が記載されています。議案第3号もそれぞれ記載したほうが分かりやすいと思いますので、検討してください。

事務局

5号議案の7番と8番につきましては、申請の内容が所有権移転売買と賃借権設定となっています。議案第3号は農業振興地域整備計画の用途区分変更で農政課ではこのような形で申請受付を行っておりますので、このような記載をしています。今後、小委員長にさせていただく報告の仕方も含めまして事務局で検討させていただきたいと思います。

19番委員

よろしくお願いします。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
小委員長	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による届出」についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。 資料の35ページをお開きください。 申請地は、 から北東へ180m行った農地で、東は市道、それ以外は畑に接しています。 農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。 計画概要につきましては、2, 195㎡のうち190㎡を農業用施設用地として利用する計画ですが、農業振興に資する施設であり、現況からも周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	農地法第4条について、許可申請と届出の違いは何でしょうか。 もう1点ですが、申請者はサラリーマンだと思うのですが、転用目的を農業用とすれば非農家でも許可になると理解してよろしいでしょうか。
事務局	許可申請と届出の違いですが、自己所有の農地を2a未満で農業用倉庫などに転用する場合は、許可申請ではなく届出で良いことになっています。 4条の場合、自己所有の農地を転用するものですので、農業兼会社員の方ですが従事日数などの要件は満たしております。

事務局	補足で説明します。申請者は2年ほど前にこの農地を3条で取得しております。また、会社員となっておりますが、 に勤めており実際農業もしておりますので、問題ないと思います。
8 番委員	農業を全くしていない人でも相続で農地を取得することは可能だと思いますが、そのような方が農業用倉庫として4条の届出、あるいは許可申請ができるのかどうか質問します。
事務局	5条で貸駐車場などといった転用がありますが、4条でも農業をしていない方が貸農業用倉庫として申請することも考えられます。前例はありませんが、農家でない方が農業をするために自己所有の農地に倉庫など建築する場合の要件などは調査させていただきたいと思います。
8 番委員	分かりました。
5 番委員	申請地の面積が、面積欄と備考欄とでは違っていますが。
事務局	備考欄の数字は誤りで、面積欄の数字が正しい数字です。お詫びして訂正いたします。
1 2 番委員	届出の定義についてもう1度教えてください。
事務局	自己所有の農地であることが前提になります。その農地に2 a 未満で農業用施設を建築する場合届出で良いことになっております。
1 2 番委員	それは基盤整備地区内でも可能ですか。
事務局	2 a 未満であれば可能です。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第7号 農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の24ページをお開きください。
	今月は、売渡申出4件、貸付申出1件、合計5件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	番号2から番号5につきましては、お目通しください。
	また、地籍図等につきましては、資料の38ページから47ページまでをご参照ください。

	次に、議案第7号 農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明いたします。議案書の26ページをお開きください。今月は、買受申出のみ2件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	番号2につきましては、お目通しください。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいま事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	この「あっせん申出」につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、24ページをお開きください。
	番号1は35番委員と15番委員。
	番号2は29番委員と9番委員。
	番号3は7番委員と26番委員。
	番号4は3番委員と22番委員。
	番号5は19番委員と38番委員。
	26ページをご覧ください。
	番号1は17番委員と37番委員。
	番号2は14番委員と34番委員。
	以上、事務局案として提案いたします。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局案が発表されました。
	それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第7号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
	次に、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてご説明いたします。
	それでは、27ページから28ページをご覧ください。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下につきましては、お目通しください。
	今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状

況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によりまして、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現況確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、22筆、19,183㎡につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することになります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題はこれで終了いたしました。

他にございませんか。

19番委員

議案とは関係ないのですが、堆肥散布のことですが、畑に堆肥を散布する際に風が強い日など他の畑まで飛んでしまい作物が大変なことになるようです。農業委員会だよりで注意喚起の広報などできないでしょうか。それともう1点ですが、市民から苦情がありまして大規模経営の方が道路上で積み込み作業をしているため、通行の妨げになるとの苦情がありました。中には道路を完全に塞いでいることもあるようです。これについても、広報による注意喚起はできないでしょうか。

事務局

農業委員会だよりでの広報は可能であると思います。

また、農業支援センターとして農業部門が集約しておりますので、他

議長
委員
議長

事務局

課とも情報共有して農業委員会だよりの他にも注意喚起の方法があるかもしれませんので、今こういった現状があることを共有したいと思います。

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局に説明を求めます。

それでは、その他についてご説明いたします。29ページをお開きください。

その他（議案書29ページを参照して説明）

1. 5月の行事報告

2. 6月の行事予定等

3. その他

（1）農地賃借料情報について

議長
委員
議長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第11回指宿市農業委員会を閉会いたします。

ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時25分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員5番委員

議事録署名委員8番委員